

【委員会記録】

寺井委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。

これより、県民環境部関係の審査を行います。

県民環境部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 県民環境部の自己点検による平成23年度事業の見直し状況について(資料①)

松井県民環境部長

1点御報告させていただきます。

お手元に御配付しております資料をごらんください。

県民環境部の自己点検による平成23年度事業の見直し状況についてでございます。

県民環境部が所管する事業のうち、政策的なすべての事業について、予算編成に入る前段階として、自己点検を行い、来年度における各事業の方向性をみずから検討しております。

自己点検を行った129事業について、現時点における来年度の見通しは、3の自己点検結果(来年度の見直しの方向性)に記載のとおりであり、そのうち主なものは、資料の3ページ目にお示しております。

委員会での御論議を通して、議会の御意見をいただくとともに、これから本格化する予算編成作業において、自己点検結果を活用しながら、編成作業を進めてまいりたいと考えております。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

寺井委員長

以上で報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

福山委員

おはようございます。

私のほうからは、今回代表質問のほうで、第11次鳥獣保護事業計画における特定鳥獣保護管理計画の策定に当たって、被害の実態を踏まえた上で、科学的な知見、あるいは柔軟な思考に基づいて策定すべきと考えてということの質問をさせていただきました。

大まかな答弁はいただいたんですけども、やはり、きょうは委員会でございますので、細かい点について、ここで質問させていただきたいと思います。

次期対策のポイントである4つの新たな視点についてと御答弁いただきましたけれども、その内容を詳しく説明してほしいと思います。

岩野自然環境課長

特定鳥獣保護管理計画の4つの新たな視点についての御質問でございます。

次期計画のポイントは保護管理の目標、科学的知見、弾力的な対策、規制緩和の4つの切り口によりまして現在検討を行っております。

第1番目の保護管理の目標につきましては、農地や集落と森林が隣接する里地、里山と呼ばれる地域におきまして、シカの個体数の管理など対策を重点化し、農業被害の軽減を明示することといたしております。

第2番目の科学的知見につきましては、特に生息数の増加が著しいニホンジカにつきまして、基本となる生息数の推定に係る調査箇所を増設して、調査精度を向上させるほか、県南の里山周辺におきまして、新たな調査方法を追加することとし、対策の基本となる生息数の算出についてこれまで以上に科学的知見をもって対応したいと考えております。

3番目の弾力的な対策につきましては、これまでの年間に何頭というような画一的な捕獲計画にかえまして、期間前半の重点化、生息状況や被害状況に応じた計画の見直しなど、柔軟な計画としたいと考えております。

最後に規制緩和につきましては、狩猟期間に狩猟者によって行われるもの、当該計画による個体数の管理、さらには農業あるいは林業被害の予察、直接の被害対策として実施されております有害捕獲に区分をされておりますけれども、期間や場所、捕獲数などについて、それぞれの目的に応じて規制がありますので、可能な限りこの緩和を図ること、以上の4点、現時点ではこのような方向で検討を行っております。

福山委員

科学的知見について、ニホンジカの生息調査の精度向上や新しい方法ということですが、これについてももう少し詳しく説明をお願いします。

岩野自然環境課長

科学的知見についてでございます。

調査精度の向上につきましては、ふん塊密度調査といいまして、1カ所当たり四、五キロの調査経路を設定して、毎年同じ時期、場所におきまして、シカのふんの数を調査し、その経年変化から生息密度を算出しておりますけれども、この事業を継続しております。

現段階での計画ですが、県南の森林地域を中心に61カ所ございました。今回は24カ所増設しまして、85カ所として県下一円の調査を行い調査精度を向上しております。

また新しい調査の導入につきましては、里山地域におきまして、ふん粒密度調査という単位面積当たりにあるふんの量から生息数を直接推定する方法がございます。これを新たに部分的に採用いたしまして、調査を行っております。

このことによりまして、ふん塊密度調査によって生息数を推定する際に、生息状況を把握する補足データとして活用してまいりたいと考えております。

福山委員

弾力的な対策として、計画期間前半の重点化や計画の見直しを図るということではありますが、これもちよつと詳しく説明していただけますか。

岩野自然環境課長

弾力的な対策といたしましては、シカが中心でございますけれども、毎年3,800頭、初期の現計画では捕獲数が十分ではなくて、取りこぼしということがあって、その後、生息数が上回ったというふうに問題を認識しております。

そこで5年間の計画期間中、前半2カ年に捕獲を重点化するというので、前年度の期間中の捕獲状況や被害状況を踏まえまして、捕獲計画の見直しを行う方向で現在検討を行っております。

ちなみに、18年当時、推定頭数1万3,000頭ということで推定をしておりましたが、恐らくこれが増加していると推定しております。

またこれまでの捕獲方法にとらわれないということで、えさによる誘因や大型の捕獲おりするなど、捕獲の効率化に向けた、新たな技術の構築を進める方向で考えております。

また、イノシシにつきましても、現計画では5年間で3万頭ということでありましたけれども、毎年捕獲数が平成7年からの調査ではわずかながら増加をしております。さらに依然として農業被害の軽減が図られてないということから、現計画に10%程度の積み増しをする方向で検討をしております。

福山委員

次に、規制緩和については捕獲に係る期間、場所、数を可能な限り緩和するというのでありますけれども、事例を挙げてこれも説明してほしいと思います。

岩野自然環境課長

規制緩和につきましては、先ほども捕獲に係る期間、場所、数ということで申し上げました。

期間について申し上げますと、例えば、狩猟期間については、シカは吉野川以南、イノシシは県下全域で、現在11月15日から3月15日までとしておりますけれども、新たに吉野川の北岸区域を加えまして、県下全域におきましてこの狩猟期間の延長を継続して行う方向で検討しております。

また、場所については、狩猟について必要があれば、通常3年を期間に休猟としている休猟区の見直しのほか、シカの個体数を管理している区域につきましては、吉野川北岸を新たに追加し、県下一円で拡大する方向などを考えております。

また数につきましては、狩猟に係る捕獲について、シカ、イノシシともに1日について1人当たりの捕獲制限を無制限とすることを継続して行うことなどを計画してまいりたいと考えております。

福山委員

先般、私が質問をさせていただいて、今また詳しく説明していただきましたけれども、いろいろな対策、また考えを、この 11 次の鳥獣保護事業計画に取り入れるということはある程度の理解をさせていただきます。

現実的に中山間地域という言い方を今までしておりましたけれども、例えば徳島市内で言いましたら、多良良地域とか、そういうところでも、猿、イノシシ、私どもの地元である八万町にしても眉山山系の長谷地域とか、あるいは中津浦とかそういうところもイノシシが歩いておったということで、これは市のほうの管轄だということで、市のほうにどうかしてほしいと、これは子供たちが危ないということで申し入れもさせていただきました。

現実論と机上の空論というのは何でもそうですけれども、大分違うところがあるんです。今回、イノシシ、シカということでありますけれども、猿なんかは、ほんとに想像以上に出没しているということも事実でございます。

今回のこういう計画の中で、専門家、前にこの総務委員会で西部の視察に行ったときに、ある課長補佐さんが、答弁の中でシカの生息、この方は日本でも結構有名になっているそういうシカのスペシャリストということで、我々が知らない、例えば高知のほうで予算がたくさんついて、向こうのほうでシカの捕獲あるいは猟銃で狩猟をするということで、徳島のほうに逃げ込むんじゃないかなというようなことも、一時言ってたときもありましたけれども、その方の話では、この前、西部地域の視察の際に言っていることを聞きますと、数キロ単位を範囲としてシカというのは移動して生息するんだということをおっしゃってました。従来の考え方とちょっと違うなということで、私はそのとき聞いて、後であなたはひょっとしたら、日本国内であちこちで講演している方ですかと聞いたら、一応していますということで、この人のことかと。これは群馬県に私が視察に行ったときに、たまたま徳島県でこういう有名な方がおいでになりますということを知ったんですけど、そういうふうな今までの思い違いも私自身もあつたし、そういうことも多々あると思うんです。

そういう意味で、いろんな形で今回の 11 次の計画を組んでいただいて、ある程度の進捗は、私も従来しゃべってきた中で認めてるところではありますけれども、今の現状では、イノシシ、シカ、猿の出没というのは我々が想像している以上だと思うんです。だから今回の 11 次を起点に、本当言うと私はさらに地域の実情をもっと勘案するような形を、年明けに会があると思うんで、それをもっと踏まえた中で考えてほしいと思うんですけど、いかがでしょうか。

岩野自然環境課長

今後の予定といたしまして、現在、生息数の調査の算出ができてまいります。そのことを踏まえまして、専門家委員会を開きまして、具体的な対策につきまして策定の内容を進めてまいりますわけでございますけれども、その中で地域の実情をしっかりと見極めながら、個々の計画になっていきますように努めてまいりたいと考えております。

福山委員

それとニホンジカとイノシシは、この中に出てきておりますけれども、猿についての基本的な考えはどうなんですか。

岩野自然環境課長

現在、特定鳥獣保護管理計画として定めておるわけですが、特定鳥獣保護管理計画につきましては、区域を定めまして区域一円の生息密度を一様に減少させる、個体数を一定に管理するというのを目的にしております。

そのため、銃器によって個体数を管理する場合には、現場で対象動物がおれば、スピーディーに捕獲をする、あるいは広範囲なわなを仕掛けるという形をとっております。

こうした中で猿につきましては、被害を起こす猿とそうでない群れがあると、すべての猿が有害ではないということが1つ。捕獲対象として群れを選ぶ必要があるということ。それから捕獲によって群れが分裂をしまして、被害がさらに拡大することもあるということで、個体数が減れば被害が減少するという関係に一般的にないというようなことで、単純な個体数管理ではなく、個々に調査を行う必要があるとされております。

それともう一点は、猿が狩猟鳥獣ではないということで、狩猟期間の延長であるとか、捕獲頭数の制限緩和など狩猟におけるメリットがないということで、これまでも特定鳥獣保護管理計画の対象とはしておりませんでした。

しかしながら委員の御指摘のとおり、特定鳥獣保護管理計画におきましては、明確に農業被害の軽減を打ち出すこととしておりますので、この上位の計画であります11次鳥獣保護事業計画におきまして、被害を及ぼす群れの調査、追い払い、あるいは捕獲などの各種対策事業、地域の被害対策協議会との連携、市町村など関係機関の役割の明確化などにつきまして新たな取り組みが積極的に実施されるよう計画をしてみたいと考えております。

福山委員

そういう形で猿のほうは対応をとるんでしょうけども、現実的に言いますと、このグループがそういう農作物に対しても被害を与えない、このグループが被害を与える、その判定というのは非常に私は難しいと思うんです。ただ先ほど言いましたように、この猿も人家のほうに出没するというのは、従来と比べたら、本当にすごい数になっておるということもこれ事実です。

今後、個体数調査はたしか5年に1回やっていましたが、そうすると今度のふん粒検査、シカですけども、そういうふうにするという形にしていますけども、現実的にいえば5年に1回の個体数調査、それが何頭捕獲という数字を決めてやってきて、ここまでふえてきているということは、個体数の調査自身に、結局その予想を上回る数字があったから今みたいな感じになってると思うんです。

そういうことを踏まえれば、個体数の調査というのは従来の5年というのはちょっと間隔が長過ぎないかなと。やはりそのあたりを毎年そういうふうな形で、ある程度のことを自然環境課のほうで把握してるのであれば、弾力的な形で、やっぱり調査とか、今後捕獲というのはある程度の枠を外すというふうなこともあるんですけども、そのあたりの対応はどうされますか。この11次の計画の中で、そういう形も私は入れていったほうが良いと思うんです。5年に1回では、やっぱり間隔が長過ぎると思うんですけども。

岩野自然環境課長

この計画につきましては、委員御指摘のように、今までは、5年に1回、生息数の調査といえますか、生息

地の取りまとめをいたしまして、それに基づき捕獲に関する計画を立てておりました。

それで、次回の第 11 次の計画も、生息の調査というのは継続しております。その継続しておる調査によりまして、その年、その年の生息状況を推定いたしまして、計画に変更を要する必要がある場合には変更しまして、捕獲の数についても変更してまいりたいと考えております。

福山委員

それが、弾力的な対策というふうな中に入っている1項目だと思います。

とにかく考えてる以上に、やはり中山間地の方とか、関係する地域の方にとっては、この特に3種類、猿を含め、イノシシ、シカというのは本当に被害状況たるものや物すごいものがありますし、どっちが住民として多いかといったら、そちらのほうが多いわけでございますので、生活そのものが脅かされるし、また県内でもイノシシに襲われたという事故もあります。そういうこともあるんで、今回、いろいろ御答弁をいただきましたけれども、私自身が思うのは、本当に想像以上の数が生息しておるし、そしてまた人に対して怖さを忘れた、要するに今まで中山間地というのはそれだけの人が住んでおって、それだけの対応をとっていたからイノシシにしても、猿にしても、シカにしても出てこなかったけど、今、御存じのように中山間地というのはほとんど高齢化社会で、限界集落というのがほとんどになって、どっちが主人かわからないという現状だと思うんです。そのあたりをしっかりと部局のほうで対応をとって、今後の1つの指針をしっかりと決めて、弾力的な運用ということで、その都度、その都度、変更をしっかりとしたものにして、この里地を守ってほしいということで、局長に最後に聞いて終わります。

坂東環境総局長

第 11 次の鳥獣保護事業計画について御質問をいただきました。

鳥獣被害の防止のためには、農林水産部を初め、関係部局がしっかりと連携しながら取り組むことが重要であると私は思っております。

そのため環境サイドで現在作業中の次期計画の策定に当たりましては、まずは策定目的として農業被害の防止を明確に位置づけたいと考えております。

また、これまでの事業計画では、ともすれば固定的で柔軟性がなく被害実態や捕獲状況の変化に的確に対応できなかった面があるということも踏まえまして、次期計画には弾力的な捕獲目標の設定や、計画そのものを適宜見直していく方向性が重要だと考えております。

計画を着実に推進していくためには、鳥獣保護法や銃刀法など、法的な規制緩和を国へしっかりと提言していく、こういうこともまた重要であろうと思っております。

いずれにいたしましても、今後、県議会での御議論、あるいは環境審議会での御意見等も踏まえまして、しっかりと第 11 次の鳥獣保護事業計画の策定に取り組みますとともに、関係部局、関係市町村、地区協議会などと連携しまして鳥獣被害防止に努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

竹内委員

6月議会で、この問題を提起いたしていることありますが、今回の計画では、猟の期間の延長とか、あるいは1人でとる数を1頭と制限していたものを無制限にするとか、いろいろ私の提言も入ってるのかなと思うんですが、基本的には、これは鳥獣保護という、神様がつくってくれた人間は、少なくともそういうものを自由にとれるという、この自然な生活から、変に鳥獣保護だとか野鳥の保護だとかそういうものが戦後出てきて、いろんな憲法の流れの中で、そういうことが中心になって、最終的には、福山委員が十分言われたけども、人間と鳥獣が逆転している現状がこの限界集落にあるということなんです、確実に。それは、今までのツケが来たということなんです。それをきちっと反省し、そしていろんな意味で出直していく義務が、今を生きる我々にとってはその責務があるわけです。

猟友会も同じく高齢化しているわけです。私は猟友会の顧問をしております、地味ではありますが若い人たちが猟友会に入って、そういう世のためになることをしていくという、そういう環境を整えていく、それに対して行政が援助していく、それはもう当たり前のことだと思うんです。

ただ猟友会に頼んで、金を渡せばいいということでは、一過性で済んでしまう。シカの1万3,000頭なんていうのは、これは多分もっとおりますよ。前にも申し上げたけど、シカは1年に2回お産する。どんどんふえていく。だからあえて言えば、雌シカを撃った場合には1.3倍の報奨金を差上げるとか。雌シカが少なくなれば、当然シカは減っていくわけですから、雄シカが減ってもシカの繁殖は減らない。そういう意味でも、そういう細かなことも考えた上で、今後早急にそういうものにも取り組んでいただきたい。

私があおのときに申し上げた、福山委員も言われたけども、地域によっていろいろ考えを変えてもらって、例えば、限界集落では犬を放し飼いにすることによって絶対に効果があるんよ。そういうことも担当の生活衛生課とも連携をとって、何でもかんでもつないでおかないかんというんじゃないで、山の中で2人で暮らしている方や、ひとり暮らしのおじいちゃんやおばあちゃんがおるところだったら、放し飼いやオーケーだというふうにすれば、それはもう猿も近寄らん、犬を訓練させとつたら。そういうことも幅広く考えて、いろんな数字だけを考えるんでなくて、そういうものを含めた計画案にさせていただき、充実していただきたいというのが私の提言というか、要請というかそういうことなんです。

1つには、前にも話がありましたけど、自衛隊を出すという話もあるけども、私はそれよりも先ほど言ったように、若い猟友会の人たちを1人でも2人でもふやしていく、このことが非常に大事なんじゃないかな。確かに免許を取るにも前よりもずっと厳しくなってますよ。精神科の診断書がいるとかですね、若い人が、そこまで納得して取ってくれるまではなかなかいかない。

先日、個人的にですけど、課長にちょっと提案をしてるんですが、ライフル協会との連携、そういうことも猟友会と一緒にやって、若い世代をつくっていく。それからそこでまた猟友会に入ってもら。そして、そういう活動にも入っていただけると。そういうふうな形で、ここの連携も模索していったらどうかということ課長に申し上げておるんですが、これはまだ現実の問題としていろいろすぐにはできないものもありますけれど、これから私も研究して、そういう分野についても提言をしていきたいと思っておりますので、今申し上げたことについて、感想なり、あるいはできるものはすぐやるという答弁をいただきたい。

坂東環境総局長

竹内委員には、これまでもこの問題に対するいろんな御提案をいただきまして、今、私どもが申し上げました今後の鳥獣計画の方向性につきましては、委員の御指摘の部分も十分に反映したものとなるようにしたいと考えているところでございます。

計画はあくまでも計画でございますので、それを着実にどういうふうに進めていくか、これが実は非常に重要でございます。まだまだ担い手を確保するためには、法律上のいろんな規制等もございます。今、国のほうでも自民党の有志議員からの議員提案ということで、1つの法律の改正案が提案されております。その提案につきましては、3つの法律の改正案を盛り込んでいるわけですが、その提案理由をちょっと読みますと非常にポイントを得た提案理由を挙げられております。1つは、山村及び中山間地等の農林水産業の衰退を防止するんだということ。それから2番目として、鳥獣保護と有害鳥獣駆除のバランスの確保をしっかりとやっていくんだということ。それから3番目として狩猟人口の増加及び担い手の確保。4点目として捕獲鳥獣の肉の有効利用。こういうものをしっかりと取り組んでいかなければならないというような法律になってございます。

この法律を見ましても、やはり3つの法律といいますのは、鳥獣被害防止特別措置法、これは農林水産省が所管している法律でございます。それから鳥獣保護法、これは環境省でございます。それから銃刀法の3つの法律の改正案を求めるものでございますけれども、

やはりこの問題は省庁をまたがって対応が必要であるということ、県としても関係部局が連携して取り組まなければならない課題であるということをもまさに象徴していると思っております。

改正案の中には、我々が国に対して規制緩和をまさに提案していた内容も含まれておりますので、今後そのような国の動向、あるいは先ほど委員のほうから御提案もありましたいろんな担い手の確保、要するに計画だけではだめなものですから、基本的に計画はあくまでも計画ということで、それをいかに着実に進めていくか、この部分も十分に取り組んでまいりたいと考えております。

児島委員

予定してなかったんですが、冒頭の事業内容の見直しについて説明があった中で、何点かお聞きしてみたいと思います。

1番の終了事業の中で、とくしま新成長戦略(グリーンニューディール)推進事業の終了ということでございまして、簡単に終了の理由が書いてあるんですが、この事業の取り組みの成果と、そしてまたどこまでいって、今回のこの見直しの中で終了になったのか、この2点、最初にお聞きをしたいと思います。

久米新環境戦略担当室長

グリーンニューディール基金の事業の御質問でございます。

この事業につきましては、国の平成21年度の第1次補正予算に盛り込まれた事業でございまして、21年度から23年度までの3年間で実施するものとされております。トータルの予算額は約8億9,000万円ということになっております。

それで、これは3年計画でやってございまして、まず主な事業としましては、企業、NPO等の支援としまして、

新エネルギーの活用とか、省エネ施設、設備の導入などによりまして、地球温暖化対策を初めとした、環境の保全、創造に積極的に取り組む民間企業の方、そういった方にその事業の一部を支援するという事業でございます。それで、現時点におきましては、98事業者の方の支援をしているという状況でございます。

それともう一つの主なものとしましては、県の率先実行ということで、県庁舎に太陽光パネルとLED照明の設置、こういったことをすることによりまして、県民の方が多く訪れる県有施設に太陽光パネルとかLED照明、環境にやさしい設備等を設置します自然エネルギー活用啓発事業を実施いたしております。

また市町村への支援としまして、公民館などに同じように太陽光パネル、LED設備を支援する地域グリーンニューディール戦略支援事業、こういったものを実施いたしております。

それとこの事業につきましては、23年度で使い切らなければ国に返すということになっておりまして、執行残なんかを活用しまして、例えば23年の6月補正につきましては、再生エネルギーの災害拠点モデル事業ということで、徳島保健所庁舎に太陽光発電パネルとか、リチウムイオン電池、自動車充電設備、LED照明、こういったものをセットで整備するというので、基金の執行残を活用して有効に事業を進めているところでございます。

児島委員

今、御説明いただきまして、LED関連を中心に98の事業所で、そういった形で執行されているということで、かなりの成果は出てきておると思うんですが、十分今までの実績等を点検させていただいて、国のことですが、これをまた引き続いて必要であればできるという当てはあるんですか、これは本年度で終わってしまうということはないんですか。

久米新環境戦略室長

今、現時点におきまして国のほうで概算要求という中で230億円くらいの予算が要求されている状況でございますが、これにつきましては、まだ今そういう状況ということで御理解いただきたいと思っております。

児島委員

わかりました。

3年間の事業内容を聞きますと、本県にとりましても、いろいろな分野に非常に有効に御利用いただいておりますということで、さらに、この基金によりまして、事業が発展しますように県の御指導もお願いをいたしたいと思っております。

それともう一点なんですが、これは引き続いて取り組む継続事業の中の本県にとっても知事の1つの大きな課題として取り組んでおります地球温暖化対策資金貸付事業についてでございます。

この制度内容の見直しというのは後でお聞きをいたしますが、この事業につきましての本県の事業内容とその成果についてお聞きをいたしたいと思っております。

平島環境首都課長

ただいま委員のほうから、地球温暖化対策資金貸付事業についての御質問をいただいております。

これにつきましては、平成 19 年度に事業がスタートいたしまして、これまで約 15 件の実施状況がございます。

主に太陽光発電の設備整備、あるいは低公害車の導入等につきまして、県内の民間中小企業者に対して貸し付けというような形で支援をまいったところでございます。

今回、こういった東日本大震災等を踏まえまして、自然エネルギー、あと省エネ施設、あるいはこの貸し付け事業については、蓄エネ等の設備が入ってございませんので、そういったものを 24 年度の予算に向けまして事業の拡大をして普及啓発に努めていきたいと考えております。

児島委員

知事も当初、本県における地球温暖化のそういった温度を下げるとか、エネルギーをできるだけ使わない方法を考えるということで、非常に高いレベルで本県は取り組んでいただいていたわけでございますが、この事業は多方面にわたるんでしょうけれども、本県としてこの事業で成果がある程度上がっているから、継続ということになってくると思うんですが、この事業におけるそういった効果というのを発言していただける分がありましたらお願いいたしますと思います。

平島環境首都課長

例えば、先ほどの低公害車でございますと通常の車よりはCO2 の削減の効果が得られるとか、LED照明、あるいは新エネルギー等々の省エネ施設等を入れることによって、CO2 の削減が図られる、そういったことを推進するための貸し付け事業でございまして、これまでもそういうような形で推進しておりますが、今回見直しということで、いわゆる自然エネルギー普及促進の中で、省エネ施設、あるいは蓄エネ施設、創エネ施設と、この3つのものを対象にすることによって、さらにCO2の削減であるとか、地球温暖化対策等に寄与するような事業にまいりたいと考えております。

児島委員

わかりました。

まさしく本県は、温暖化の対応ということで、非常に高いそういった目標を掲げて、全国的な1つの大きなモデルになるこれからの施策でなかろうかと思うわけであります。

その中で、LEDという、これからのそういった温暖化を防止する、本県には中心的な会社があるわけでございますので、今おっしゃっていただいたような方策を進めていただいて、やはり日本全体のモデルになるような、そういった地球温暖化の推進県ということで、さらなる御努力をお願いして終わりたいと思います。

長尾委員

3.11 の東日本大震災から8カ月近くが過ぎたわけでございまして、いよいよこれから冬に入るわけでありますが、被災地の皆さん方もなかなか復興、復旧が進まないという中で大変な思いをされておることと思います。

そうした中で、やはりまだ瓦れきの処理がなかなか進んでいないということで、6月の議会では関西広域連

合でも、カウンターパート方式で被災地の支援をして、そのときも関西広域連合として、瓦れきの受け入れ、処理、処分といったことも議論があったと思います。しかし、国の枠組みみたいなものがなかなか決まらないということで、今の政府がそのあたりの動きが大変鈍いし、おこなっているという指摘がされている中で、東京都が被災地の瓦れきの受け入れの開始をしたというニュースが流れておりました。

そういう中で、現時点で国の枠組みがどうなっているのか、そして徳島県に対して何らかのそういう瓦れき処理のことについて、働きかけみたいなものがあったのかどうか。

さらにはカウンターパートの支援している宮城県から、そういう要請があったのかどうか、お聞きをしたいと思えます。

川端ゴミゼロ推進室長

今、委員から御指摘のありました、カウンターパートとしての宮城県の瓦れきの受け入れについての具体的な要請といったものについては、これまでのところありません。

現在、東京都が災害廃棄物の受け入れをやっておりますけれども、これはあくまでも環境省が定めた広域処理の基準によって、その範囲内でやっているということでございまして、それ以降、新たに徳島県とか、あるいは他県に対しての要請といったものは聞いてはございません。

長尾委員

東京都がやっているのは、環境省からの依頼とかいうんじゃないで、東京都独自の判断でやっているということで理解していいですか。

川端ゴミゼロ推進室長

そういうことでございます。

長尾委員

そうであれば、私はやっぱり石原都知事は大したもんだなと思うわけでありますが、本当にこの瓦れきの処理について、国が腰を上げない中で、地方自治体として先駆的に、これは日本の国難というべき問題であって、いち早く応援したわけであります。

関西広域連合の一員として、徳島県も宮城県の支援を 3.11 以降これまでやってきてる中で、やはりこの問題についても、宮城県から働きかけがなくとも、私は本県から逆にこういった面の支援も申し出る、打診するとそのようにやるべきではないかと思うんですが、その点についてどのような見解を持っていますか。

川端ゴミゼロ推進室長

徳島県からも積極的に受け入れるべきではないかということでございますけれども、いわゆる国のガイドラインの範囲内で、当然、東京都は処理しておるわけでございます。ただ徳島県については、全然汚染されていない地域でございまして、汚染されていない地域について、東北のほうから新たな汚染物質を拡散させるという部分に関して、十分に住民の理解がなかなか得られない部分がございます。我々としてはやはり国に対し

て、その安全基準ということについて明確に科学的知見に基づいたきちんとした説明があれば、県民に対しても説明できると思うんですけれども、今の現状の中では県民に対して説明できるような材料がございませんので、なかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

長尾委員

今御説明があったように、あくまで環境省のガイドラインに基づいて東京都もやっているわけであって、申しわけないけど福島県の瓦れきの処理について言っているわけではなくって、いわゆる放射能汚染になってない宮城県の瓦れきの処理について言っているわけでありまして、それは多分、徳島県内のもし受け入れるところが、福島県の放射能の当然そういう環境のガイドライン以上のものとか、基準値以上のものであれば、これは当然慎重にやるべきだし、これはもう当然、国のほうでやるべきだと思いますけれども、しかし、そうでない地域のもは十分県民の皆さんの御理解をいただけるのではないかと、このように思うんです。

関西広域連合は、国が遅い中で自発的にやっとな、それが大変評価が高く、迅速にやっとなということが評価されているわけだけど、この問題については、今の話だと逆にもとに戻って、迅速どころか、何となく後ろずさりしているような感じが見受けられる。

なぜ関西広域でやっとなように、こういっとな問題についても、同じ日本人として、せっとなかくカウンターパートで宮城県とは信頼関係や人の交流ができていっとなわけでありまっとなから、さらに支援をするという意味において、こちらから積極的に提案をするぐらゐの度量がないと、結局は今の話だと関西広域で迅速に手を打っとなといっとなことが、今回またもとに戻っとなような印象を受ける。

それこそ東京都だっとなて、都民だっとなて、そんな環境ガイドライン以上のものを受け入れてないわけでありまっとなようから、当然、県も受け入れる場合も当然きちっとなとして、県民の皆さんや県内の受け入れのところに安心していただけるよっとなな、当然そういっとな検査とかやっとな上での話であっとなて、そういっとな姿勢が私は全く本県はないのかと、そういっとな面の支援をしようという気持ちは、徳島県は全くなゐんですか。

川端ゴミゼロ推進室長

現在の定義の部分に関して、災害廃棄物と震災廃棄物とがメディアの中では混同して一律に震災廃棄物というふうに、定義で持っとなていっとなるんではないかなと。そうすると震災廃棄物として見たときには、相当数が放射性物質に汚染されているという認識に県民側としては立つものではないかなと。ということで、県民に対しても東北の震災廃棄物の受け入れについては、やはり放射能の汚染というものが入っとなてくるということについて、本県のお母さん方からは、子供の安全が確保できない以上はなかなか今の現状では受け入れてほしくないというよっとなな意見が多くあります。

きちんと選別をして、汚染されてない災害廃棄物と汚染されている震災廃棄物というよっとななことを明確に位置づけて、災害廃棄物として汚染されてない部分については、今後受け入れまっとなしようよっとななというよっとなな国の大きなきちんとしたスタンスが生まれてくると、各都道府県についても前に進んでいくんではないかなと感じておるわけでございます。

長尾委員

結局、そういう批判をおそれてやらない、国の指示待ち、だけど実際に東京都はあなたが説明したように環境省のガイドラインに沿ってやってるわけで、だからそれは県内の方にも徳島県が受け入れるにしても、そういうガイドラインをきちっと守りますと、心配はありませんと、そういうことを丁寧に説明して逆にそういう不安を払拭するくらいの取り組みをしてこそ私は意味があると思うんです。

全く本当にそういう一部のお母さん方の批判とか、何となく県は何か批判されたら黙っておこうと、こういう雰囲気今の答弁は聞こえる。そういう方々にも安心してもらうような、そういう取り組みや工夫、そういったことをなぜ考えようとしませんか。

坂東環境総局長

長尾委員からの御質問にお答えをしたいと思います。

まず、この震災が起こったとき、各都道府県で支援できるものは最大限の支援をする。

我々も、まさに瓦れきの処理は、復興についての一丁目一番地だと理解もしておりますし、受け入れたいと思っていたわけでございます。そのときには多分、全国的にも相当な支援の申し出というものがあつただろうと思います。

ここで大きく流れが変わりましたのは、例えば、今まで想定していなかった飼料の稲わらに放射能の影響があつて、その肉の流通が始まっただけでも大騒ぎになる。

それから、東京都が受け入れを開始したわけでございます。その後、これは災害の廃棄物でございますので、受け入れをするのは実質は市町村でございますので、市町村に対して受け入れの可否についての調査がございました。そのときに、全国的にその受け入れの表明をした市町村が激減をいたしております。これについては、まさに委員がおっしゃるような支援したいという気持ちと、やはり放射能についての不安というのが、別に徳島県だけではなくて、全国的にそういうふうな不安があると。その最大の理由を申し上げますと、放射能物質というのは、基本は拡散をさせないということで今までの原子力行政というのは行われてまいりました。そのときに決めているのは、クリアランスレベルと申しまして、今のセシウムでいいますと100ベクレル/キログラム以上のものについては廃棄物ではないと、これは放射能汚染物質だという位置づけでございました。その法律はいまだに変わっておりません。そのクリアランスレベルが全く変わらない。

ところが今、環境省が示している8,000ベクレル/キログラムで、これは今のクリアランスレベルからしたら80倍でございます。その80倍のクリアランスレベルをもって安心と言われても、片や原子力の中だと100ベクレル以上は特別な廃棄をしなければならない。原子力の外であれば、8,000ベクレル以下までなら焼却灰をそのまま埋めてもいい、これが今の国のガイドラインの方針でございますので、それはとてもじゃないけれども各都道府県、納得できない基準のつくり方ではないのかということで大きく流れが変わっております。

それともう一つ、この8,000ベクレルがなぜ出てきたかという一番最初は、6月に広域処理を前提としない福島県内限定の基準として8,000ベクレル以下なら燃やして最終処分場に埋めると、8,000ベクレル以上については、そのときは処理の仕方がまだわからないので、それはペンディングさせてほしいという数値で始まりました。これはあくまで、福島県内の瓦れきについての特別な基準だというふうに我々は当然理解しております。というのは、今までのクリアランスレベルと全く違う数値がそこに示されておつたからでございます。

その後、同じように既に放射能の影響を受けて、例えば、下水の汚泥の処理とかをしなければいけない県もございます。そこにも、どんどん焼却灰等がたまってまいります。その処理も、現にそこに処理すべきものがあるから、それは福島県内限定の基準ではなくて、8,000 ベクレル以下ならそのまま処分してもいいですよという基準が次に示されました。

そして、その次に出たのが広域処理のガイドラインでございます。

私としてはあくまで先ほども言いましたように、クリアランスレベルを守るというのがこれまでの国の放射能行政の基本でございました。これを変えるんなら変える、それを変えたのか、そういう政策的な変化があったのか、ないのか、それもわからない、あくまで福島県内限定の 8,000 ベクレル以下ならばという基準が、そのまま広域処理の基準に適応された。それについて国からの十分な説明がない。それは各県とも不安に思うのは当然でございまして、各市町村も当然不安に思いますし、我々からも、それは安全ですなんてことを市町村に説明できるようなこれまでの経緯ではない、そういうふうに私は理解しております。

長尾委員

今御説明があったのは多分そうなんでしょう。であるならば、東京都はそういう 8,000 ベクレルとか、クリアランスレベルとかそういうのを度外視してやった行為だということなんですか。安全かどうか確認しないで、東京都はやったということで認識していいんですか。

川端ゴミゼロ推進室長

以前から東京都の下水道汚泥には高濃度の放射性物質が検出されており、その数値も大きかったということですが、それを東京都は汚泥の処理というのは自分で処理しなければいけないというふうなことになると思います。

8,000 ベクレル以下の部分については、当然それは対応しようということとして、前提として大きな高濃度の放射性廃棄物が検出されていたという中で、それ以下の部分については受け入れしようというふうなことで、前提があったからそれを受け入れるという判断で、東京都はそれを進めていったのではないかなと考えております。

長尾委員

本当に、被災地の人は瓦れきの山を見るたびに、いろんな思いがめぐってこられると、私も早くそれを方づけてあげることが心の負担をとることになると思うし、そのあたりの国の動きが大変鈍いことで、現地の人々が苦しんでおられる中で、関西広域連合として迅速にやったという面もあるわけでありますから、何かもう少しその辺の工夫がないものかと私は思うわけであります。

そして、当時、県内の市町村を調べたと思うんだけど、今の総局長の説明だと減ってきたと言われるけど、今の県内の 24 市町村の現状はどうなんですか。

川端ゴミゼロ推進室長

4月の当初に受け入れ調査が環境省のほうからありましたけれども、その段階では 10 市町村ぐらいござい

ました。その後、再度、環境省のほうで調査した段階では、受け入れ対象とする市町村はございませんでした。

長尾委員

本当に風評被害っていうか、日本っていうのは狭いからそういう話が全部いくんでしょけども、それにしても国がなかなか動かないというところが一番大きな問題だと思うんです。

宮城県を支援している本県としては、それこそ国へ提言をよくされるわけでありますから、ぜひ、こういった問題について本県の考え方みたいなものをしっかりと提言として出してもらいたいと、このように思いますけどいかがでしょう。

坂東環境総局長

5月の政策提言のときに、我々としては瓦れきの処理をしっかりやっていきたいと、ただ5月の提言のときにも、実は瓦れきについての安全性、この安全性について国が明確な基準と対策を講じないとこの瓦れき処理は実はうまく進まないということで、何よりも国の基準づくり、それと枠組みづくりというものが重要だという政策提言を既に行っております。

我々が非常にがっかりしておりますのは、先ほど申し上げましたように、一くくりで災害廃棄物とか瓦れきとかいうんですけども、ある法律から見れば、それは廃棄物ではない、そういう状況がずっと続いているものですから、法律上どうなんだと。8,000 ベクレル以下だから安全というその根拠は一体何なんだと。今まで放射能物質は拡散させないという、これまでの国の原子力行政と比べて、非常に違和感が我々はあると思っておりますが、違和感はないのかそういうことについての説明を国がしっかりしない限り、ここまで不安がある以上は、各市町村も非常に受け入れの表明をしにくいでしょうし、私もそう思いますし、この前の全国知事会でも、瓦れきについての提言をしていこうということで、いろんなことを考えられております。

関西広域連合でも、恐らく近々にそういうふうな国への政策提言を再度されると思っておりますけれども、今、私が申し上げているのと同じような、基本的に災害廃棄物、瓦れきと一言で言わないでほしいし、これまでの法律との整合性なり、そこをきっちり説明してほしいというのを政策提言として取りまとめていくという方向で伺っておりますし、全国知事会、関西広域連合も一緒にございます。

先ほども申し上げましたように、やはり瓦れきの処理というのは、まさに復興の一丁目一番地というのは十分理解してございます。

その上で、我々が徳島県の地域環境を守らなくちゃいけない。当然、徳島県のいろんなブランド商品、そういうものも守っていかなくちゃいけない。そういう中で、この問題については私は、基本的に慎重に取り扱うべき問題だと理解しているところでございます。

長尾委員

よくわかりました。そこで、できましたら私は今のやりとりを聞いて、結局、国が基準をまだ明確に出さない、遅いという意味において、知事部局としては6月に国への提言ということでやってるわけですが、議会としてはこのことについて動いてないわけで、もしできれば議員の皆さんの御理解がいただければ、委員会として、

また県議会として、国に対して早く基準を示せというような意見書を出したらどうかと思うんですが、寺井委員長に取り計らっていただければと思います。

寺井委員長

小休します。(11時42分)

寺井委員長

再開します。(11時51分)

古田委員

今の震災の瓦れきの件に関連して、私は、県がとっている態度、また市町村が今の状況では受け入れられないという、それは本当にそのとおりだと思います。

東日本の方々の支援というのは、やっぱりきれいな徳島の土壌でつくった、お米とか野菜とかそういったものを一生懸命つくって、それを提供すると、そういったことが大変喜ばれているので、そういった方向で支援をしていくべきではないかというふうに思うんです。

徳島県まで、受け入れをして汚れてしまうというようなことになれば大変だと思います。

上勝町のほうで、しいたけのほだ木が放射性物質で汚れているというふうなことがわかっていたのに買を入れて、大きな問題になって、それを返したんです。それに6,800万円もかかったというふうなことが、つい先日も明らかになってきているんですけれども、こうしたことを起こさないためにも、やっぱりきちんとした体制で臨んでいただきたいとこれは要望しておきたいと思います。

私のほうからは、先ほど鳥獣被害の対策の問題で、わなの設置の免許更新のことで少しお願いをしたいんです。

この前、上勝町へ行きましたら、たくさんのビワの花をつけた木を、ある人が切っているんです。私がなぜ切っているんですかと、せっかくたくさん花が咲いて実がなるのと言ったら、自分の口に入る前にシカや猿に全部とられてしまうので、悔しいから切ってしまうんだと言ってました。

その人に話を聞きましたら、その人はわなの免許を持っているんですけれども、若いときは鉄砲を持って狩猟に行ってたそうですけれども、高齢になって狩猟ができないのでわなの免許を取っていると。それで更新時期だったんだけど、いろんな都合で更新の研修に行けなかったと。そしたらもう次は試験を受けないといかんと、そんなものはめんどくさいということで、こしはやめにしたんじゃというふうな話をしました。

その免許の更新をもう少し弾力性を持って、先ほど、柔軟な弾力的な対策という話も出しましたが、免許の更新とか、免許を取るとかそういったことについて、どのようにされているのかちょっとお伺いをして、もう少し弾力的な運用、研修などはもっと日をふやせないのかとか、そういったことはいかがでしょうか。

岩野自然環境課長

わな免許の更新について御質問をいただきました。

免許につきましては、法律で決まっております3年更新ということで、更新のときには研修を受けていた

くことになっております。できるだけ更新がスムーズにいけますように、県のほうから猟友会を通じまして働きかけをしております。

今、お話にあったのはこれまでベテランの方、お年を召すと、どうしても研修会に足が遠のいてしまうんですが、その辺につきましてはできるだけ働きかけをいたしまして、講習会に参加をしていただく、あるいは更新はできないという方で、わなを仕掛けたんだけど1つもとれない、どうしてもとれないと、次、更新をしたくないというふうなこともございます。そういった意味で、わなの研修、初心者に対する研修、こういったことも実施をしております。できるだけ研修会の機会をふやすということで、県のほうからも猟友会のほうに支援をいたしまして、そういった機会を通じまして働きかけをしていきたいと思っております。

古田委員

よろしく願いしておきたいと思っております。

次に拝原の処分場の問題をお伺いしたいと思うんですが、2006年に環境省のほうから指摘を受けて拝原最終処分場適正処理検討委員会をつくって、4回、県も入って検討されてきたというふうなことを事前委員会でもお聞きをしました。

このときに、その後につくられる2つ目の検討委員会には入っていないわけです。なぜその1回目は入ったのか、そしてそのときの検討委員会、4回開かれているんですけれども、審議内容とか議事録等ぜひいただきたいと思うんですけれども、まずは、県が入った理由、これをお伺いしたいと思っております。

川端ゴミゼロ推進室長

平成18年度の拝原処分場の適正処理委員会に、そのときは県は参加してございます。

この当時は、美馬環境整備組合としては、どれだけの量が、どういう規模で、どういう形で入っているのかというのが、全然把握できなかったということで、県、国土交通省、徳島大学、京都大学の専門家を委員さんとして集めて、そうした技術的な中身についてある一定の方向性について、4回の検討委員会の結果、ある程度示したということでございます。要するに、今現在どういう状況になっているのか、わからない状況をその検討委員会の中でその中身を明らかにするというのが、平成18年度の拝原処分場の処理検討委員会の趣旨でもあったということでございます。

次に平成22年度の検討委員会については、美馬環境整備組合が事業主体として、平成18年度の委員さんも含めて、あるいはまた反対の住民の方も含めて、いろんなその考え方の意見を出していただくということで、平成22年度の拝原最終処分場の検討委員会というものが発足して、これまで数回議論を行っております。

ただ最終的には、きちんとした結論ありきの報告というのではなくて、それは出さずに、各委員さんの意見を併記する形で報告書を出しているというふう聞いております。

平成18年と平成22年の検討委員会の趣旨はちょっと違うということでございます。

古田委員

2006年の県が入った理由というのは、どのくらいあるのかわからない、どんな物が入っているかわからな

いと、そういったことを言われましたけれども、一般廃棄物と言ってね、今は、もうそれは市町村の問題ですというふうに言われているのに、そのときは一般廃棄物というふうにはされてなかったんですか。2006年の栢原最終処分場適正処理検討委員会の際には、一般廃棄物というふうには認定してなかった。

川端ゴミゼロ推進室長

その当時から一般廃棄物というふうな位置づけでございました。

古田委員

そしたら最初、一般廃棄物ということで認識して、県も入っているいろんな相談に検討委員として入ったわけですから、それは最終的にもちゃんと県が責任をとるべきだと思うんです。

前と同じようなことを言われて、それは市の問題だと言われてしまうと、それは困りますけども、最初にそうやってちゃんとしてこれをどのようにしようかというふうなことで相談に乗ってるんですから、最後までその姿勢をやっぱり貫くべきだと思うんです。

それと、この最初の適正処理検討委員会では、埋設地の廃棄物、水質、土壌の調査、分析評価、それから最終処分場に埋められたごみ等の撤去方法、新最終処分場の建設すべき構造物の検討、それと栢原最終処分場の適正処理に係る調査計画の策定ということが、ずっと話し合われて適正処理方針に示されたわけです。

こういったこの適正処理方針のもとになる、それぞれのデータをいただきたいと思うんです。それと検討委員会の議事録、こういったもの、資料とかそういうものをいただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

川端ゴミゼロ推進室長

平成18年度のときのデータを渡してほしいというふうなことでございますけれども、平成18年度のときの調査というのは、美馬環境整備組合が、その栢原処分場を埋め立てたときに、どれだけのボリュームでどういった内容の物を埋め立てたかっていうのが把握し切れなかったと。そして、平成18年度のときにそうした専門家を集めてどういうふうなボリュームとか、どういうふうな内容、わからなかった部分について、平成18年度の検討委員会で掘り下げて、ある程度の答えをその中で出していこうという趣旨のものでございまして、平成22年度の検討委員会の趣旨と平成18年度の内容とが全然、趣旨、目的が違うわけでございまして、そのときのそのデータを出してくれと言っても、そのときは基本的な事項について調査したという部分だけでございますので、次の計画案に反映されているかどうかということについても、それは一つ一つ検証していかなければいけないものだろうと思います。

とりあえずは、平成18年度のときには基本的な事項の部分に関して調査をしたと、平成22年度はそれを踏まえて実施設計を行うに当たって、それをもっと具体的に詳細に検討をしたということで、会議の性質が違うということを認識していただきたいと思います。

古田委員

そしたら、処理検討委員会のいろんな資料とか、調査をした結果とか、そういったものはないんですか。

川端ゴミゼロ推進室長

ございます。

古田委員

そしたらそれを資料として出していただきたい。それと議事録もいただきたいので、よろしくお願いします。

川端ゴミゼロ推進室長

検討結果についてはあると思うんですけども、その間の議事録については、基本的には美馬環境整備組合が事業主体としてやっていますので、こちらのほうにすべてがあるかどうかということについては、すべてはないというふうに考えております。

古田委員

県の職員が一員として、この検討委員会の中の会議にも参加してやっていることですので、それは残しておかなければおかしい問題でありますので、ぜひ調べていただきたいと思います。

寺井委員長

それでは午食のために休憩にいたします。(12時06分)

寺井委員長

それでは休憩前に引き続き委員会を開きます。(13時04分)

それでは質疑をどうぞ。

古田委員

もともと一般廃棄物の最終処分場だったというふうなことを言われたんですけども、この処分場から出てくる物、調査されたその結果も残っているかと思うんですが、焼却灰やビニールの野焼きした物とか、重金属、アスベスト、感染性の医療廃棄物とか、一般廃棄物と考えられない産業廃棄物に類するような物が出てきているかと思うんですけども、そういう場合でもすべて一般廃棄物というふうに処理をされるんですか。

川端ゴミゼロ推進室長

産業廃棄物らしき物を、一般廃棄物で処理したのではないかという御質問でございます。

当時の法律では、現在の法律もそうなんですけれども、市町村が処理することが必要と認められる産業廃棄物については、市町村の判断で産業廃棄物と一般廃棄物とをあわせて処理する、いわゆるあわせ産廃規

定でございますけれども、そういうことをすることができまして、美馬環境整備組合は全体を一般廃棄物として処理したものと考えております。

古田委員

新しい処分場に移す場合には、分別をして適正に処理をするということを計画に盛り込んでいるということでありました。

その出てきた物は一般廃棄物ですので、美馬市のホームページを見ますと、どういう物が入っていたかということで、紙類が35.1%とか、燃やせる物がたくさん入ってるんです。そういった物は焼却処分をされるのか、もう少し具体的に、どういうふうな処分をされる計画なのか伺いいたします。

川端ゴミゼロ推進室長

燃やせるごみについて、それをどうやって処理していくのかというふうなことでございますけれども、今回の再生事業というのは、減量化を図ると、要するに、今ある最終処分場の、その部分を焼却できる物については焼却して減量化、容量を少なくして最終処分場の延命化を図るといったようなことが事業でございます。したがって、今回の最終処分場の再生事業については、当然その廃棄物の中に入っている焼却可能、減量可能な物については、積極的に選別して減量化を図って、全体のボリュームを小さくするというのを美馬環境整備組合に対して指導しているということでございます。

古田委員

この最終処分場をつくった後、また今あるごみだけじゃなくて後からも最終処分する物を入れるということですか。

川端ゴミゼロ推進室長

現在ではそういう計画でございます。

古田委員

計画は大体わかりました。

今、埋蔵文化財の発掘調査がされていて、埋蔵文化財の発掘の場合、担当は教育委員会のほうですけども、県の埋蔵文化財のほうも参加をするというふうなことを聞いているんですけども、その点はどのようにお聞きになっていますか。どのくらいこの調査にはかかる予定なんでしょうか。

寺井委員長

小休します。(13時09分)

寺井委員長

再開します。(13時10分)

川端ゴミゼロ推進室長

埋蔵文化財の調査につきましては、23年度と24年度の2カ年で実施する予定でございます。現在、新処分場計画地の埋蔵文化財調査をやっておるわけでございますけど、来年度につきましては、市のほうで埋蔵文化財の調査を行い、2カ年で行うという予定でございます。

古田委員

発掘調査されているんですけれども、この地域は鎌倉、室町、弥生そして一部は奈良、平安の時代の物が残されているのではないかと、そういった物が出てきたということのようです。

隣接地では、バイパス工事があるということで、拝原東のほうの遺跡の発掘調査もされているんです。ここでもさまざまな弥生時代の物とか、いろんな物が出たということで、この地は邪馬台国は阿波だったとかいうことも言われておりますけれども、美馬市からそのことが生まれたんではないかという説もあります。牧田市長さんは、この美馬市を四国のまほろばの地にするというような発言もされているんです。そうしたところに大きなごみの山をつくるというのは、やっぱり問題があるのではないかと。

そして、吉野川の堤防を築くということになりますけれども、すぐそばで曾江谷川が流れたその横ですので、内水の被害の問題も考えられますし、適地とは言えないのではないかなと思うんですけれども、そうした点について、県は、最初の最終処分適正処理の委員会的时候には、適地という点では問題ではないかと、そういったことは話し合いに出なかったんでしょうか。

川端ゴミゼロ推進室長

内水の被害が出るというようなことで御指摘がございましたけれども、現在の新しい最終処分場の計画につきましては、過去の浸水被害による最大浸水高を考慮して計画されております。

このようなことから、最終処分場が浸水する可能性は極めて低いというふうに認識しております。

さらに今後、美馬市においては国土交通省と協議をし、排水ポンプの設置等、内水湛水に備える対策も講じるということも聞いておりますので、現計画については不適當ではないと考えております。

古田委員

住民の皆さんや周りの農業をされている方々は、農地を壊して、こんなところへごみを持ってくるのは反対だということで運動されております。そうした方々の思いもしっかり聞いていただいて、住民合意のもとで計画を進めるようお願いしたいと思います。

県も最初の段階では入って一緒に考えてきたわけですから、ぜひその立場で考えていただきたいと思いません。

次に、税と社会保障の共通番号制度の問題でお伺いしたいと思います。

本会議の質問の答弁で、自民党さんの質問でしたけれども、その中で番号制度は大綱で示されて、これは進めるものだという立場で、いろいろ答弁もされているんですけれども、まずは、この共通番号制度とは何か

というふうなことで少しお伺いをしたいと思うんですが、簡潔に素人の私にもわかるように答えていただけたらと思うんですが。

宮本地域情報課長

番号制度の概要についてということでございますが、番号制度と申しますのは、国民一人一人に年金や税務などの分野に共通するマイナンバーと呼ばれます番号を交付いたしまして、国や県、市町村等にありま

個人の情報を同一人の情報であるように確認し、連携を行うための社会的な基盤でございます。これを実現するために、3つの仕組みがございまして、1つは、最新の住基ネットの4情報と関連づけまして、国民一人一人に唯一無二の見える番号を付番する仕組み、それから、複数の機関ごとに管理する個人の

情報と番号をひもづけして、相互に情報を活用する仕組み、もう一つは、個人が番号を利用する際に、利用者本人であることを証明するための本人確認の仕組みと、この3つのシステムが必要ということになっております。こういった社会基盤を整備することによりまして、きめ細やかな社会保障サービスや行政サービスを受ける

際の住民票や所得証明などの添付書類が省略され、国民の利便性の向上が図られましたり、国や地方公共団体においては、個別に保有していた同一の情報について連携して活用することができますので、突合といわれる確認でありますとか、各機関ごとの照会作業、こういったものが省略されまして、行政事務の効率化が図られるという効果があるとして、導入が検討されているものであります。また今回の東日本大震災における被災者支援の場面においては、医療機関などとの連携ができておれば、

またこの番号制度が入っておれば、医薬品の配給や、効果的な医療の支援、また義援金等の支援金の迅速、適正な支給や金融機関からの被災者への預金の払い戻しなどが、より円滑に行えたというような声もあ

って、制度の導入の重要性というものが高まっているというものでございます。古田委員 この制度というのは、今いろいろ言ってくれましたけれども、もともとは経済界のほうが発信源で、社会保障の給付はその人自身が負担した税金や保険料の対価という考え方を広げて、給付削減、そして国民負担増につながってしまうのではないかと

宮本地域情報課長

というふうな御質問だと思っておりますが、6月30日に決定されました「国の社会保障・税番号大綱」によりまして、番号制度は複数の機関に存在する同一の情報を連携する基盤を提供することによりまして、国民が公平、公正さを実現し、国民負担が軽減されて、国民の利便性が向上し、国民の権利がより確実に守られるような社会を構築するために導入するというふうにされております。

このように番号制度は税分野、社会保障分野の情報を連携させるというシステムではありますが、あくまでもシステムということでございますので、このシステム自体が導入されることによりまして、どういうふうにご利用するかというようなことまで決めているものでございませぬし、先ほど委員からお話のありました個人会計といわれるような考え方を持ち込むために、これを実施するというような記載は大綱のほうにはございませぬ。

古田委員

ただこれを導入しようとするねらいを、もう少し字面だけじゃなくて、背景をしっかりとつかむ必要があると思うんですが、所得を把握するとありますが、すべての所得を把握できるのかといたら、これはできない部分があると思うんです。

例えば、高額所得者の方々は海外で取引をしたり、それから小売業とかサービス業の皆さんというのは、だれに何をどのように売ったかというそんなことは、一々申告するわけにもいきませんので、そういった部分では所得というのは、正確に全部つかめるというわけではないと思うんです。

もう一つたわわれているのが、公平、公正な徴税ができるということもいわれるわけですが、所得税負担率というのを国税庁が平成19年分申告所得税標本調査という、それをもとにしてグラフにすると、1億円までは確かに負担率がずっと上がるんですけども、1億円を超えてどんどん負担率というのは下がってくるんです。だから公平、公正な徴税というようなことには現在の仕組みはなっていないわけです。

そうした、すべて国が所得やそれから保険料だとか年金とかいろいろなものを管理をして、そして適切な社会保障をしようというふうなことを言ってるわけですが、そういったものにならないのではないかと、問題点がいろいろあるのではないかとと思うんですが、その点はどうでしょうか。

宮本地域情報課長

繰り返しにはなりますが、この番号制度、いわゆるシステムでございますので、この制度を導入するからということで、給付、負担のあり方を議論するというものではございませんで、これは別途検討されるべきものというふうに思っております。

床桜地域振興総局長

少し補足をさせていただきます。

古田委員から御指摘いただいたものにつきましては、今、政府におきまして社会保障と税の一体改革ということで、給付の水準をどのようにするのか、それに伴ってどのような税負担などを行うべきか、少し言葉を変えて言うならば、高福祉高負担なのか、低福祉低負担なのか、あるいは中福祉中負担なのか、まさに政治の場において御議論をいただいているといったところでございます。そうした給付と負担の問題というのは、システムのありようということ、政治を含めてしっかり御検討いただくということが基本ではないかと思っております。

例えて言うならば、車をどのように使っていくのか、あるいは車にどの程度金をかけるのか、そういうようなことであるかと思いますが、番号制度というのは、その1つの手段であります。この手段をどのようによりよいものにつくり上げていくかというのが、この番号制度のこれからのポイントかと思っております。

ちなみに1つ例を挙げさせていただくならば、消えた年金制度というのは非常に問題になっております。現在も1,000億円を超える金が投入されて、その誤りを訂正しているというような話も報道として聞いております。莫大な金、あるいは人も投入されているというような話でございます。一方では、仙台市長さんが発言もされておりましたけれども、この番号制度があれば、どれだけ迅速に被災者の治療ができたのかなと、ぜひこう

いうものが必要だなというようなことも言われておりました。

このように番号制度は手段でございますから、それをしっかりと国民、あるいは県民の生活の向上に使っていく、そういった制度設計をしていくことが非常に重要かと思っております。

我々が、何でこういう形でかかわっているかと言いましたら、個人情報というのは市町村、あるいは県というものが相当データを持っております。やはり、これから今それをつくろうとしておりますので、私ども地方の声をしっかりとその制度設計に反映をしていただきまして、よりよいまさに国民、県民の福祉が向上するようなものにつくり上げていただきたいということで、今、検討を加えておると、そういった状況でございます。

古田委員

もともとそういう所得、いろんなものを握る、それから年金とか、社会保障とか、医療とか、いろんな6分野を全部一つにというふうなことで、一括でわかるようにしようということ自体が、やっぱり問題があるのではないかというふうに思うんです。

既に実施をしている韓国などでは、700万人分のデータが流出して大変な問題になっています。また、アメリカでも、番号が流出して個人情報が垂れ流されて、番号を悪用した成り済まし犯罪に年間20万人も被害に遭っていると、こういう状況もあります。

日本でも住基ネットが実施されたときに、いろいろ情報漏えいとか、成り済ましなどが現に起こって、自治体丸ごと住基ネットには入らないというふうなところもありました。そういった問題がありますし、これに対しては日本弁護士連合会が、負担に比して、給付の多い障害者などを社会的に排除することにつながりかねず、社会保障の理念を根底から崩すというふうなことで批判して反対の声を上げてます。

それから、お医者さんたちでつくる保険協会のほうも、問題だというふうなことで反対の声を上げてます。

名古屋市では、検討委員会を設けて、去年の12月ですけれども、個人情報保護に多大な影響を及ぼす可能性があるということで、反対の意見書を提出しているんです。

こういった状況を見ても、すべての個人情報を一手に国が握ると、使おうとすればどんなにでも使えるわけで、そんなことをやっぱり国はすべきでない。特にきめ細やかな社会保障と言いますが、今の国や財界の要求というのは自分たちの負担はできるだけ軽くしたいというのがいろんな面にあらわれています。

子ども・子育て新システムでもそうです。もうお金がなければ保育も受けられないような、そういうふうにしてしまおうということで、この税と社会保障の一体改革の中でもうたわれている。そんないろんなことを考えたら、社会保障の充実というのは、それぞれの分野できちんと対応して、どういうふうな社会保障にしていくのか、すべての人が安心して暮らせるように、憲法25条で保障されているそういう権利がちゃんと認められるようにすべきだと。

この番号制度は言われるようにシステムだと、導入したらそれができるというものではないということについては同じ考えですけれども、ぜひそういう点で、やみくもに大綱が出たから県でも対応しますという姿勢は少し改めていただきたいというふうに思うんですが。

それと、2月2日に全国リレーシンポジウムが本県で開催される予定だそうなんですけれども、全国の例を見ると、東京なんかでは5人のパネラーとコーディネーターが出て、そしてシンポジウムを開いてるんですけれども、みんな賛成の人ばかりでしたが、これでは、やらせをやっているのと一緒ですよ、国と県が。

2月2日に開かれる徳島県では、どういうメンバーで開催をされる予定なのか。それとあわせて、名古屋市で検討委員会を設けて、いろいろメリットはどうか、デメリットはどうかというふうなことを検討されてきたんですけども、こうしたことを県もやるべきだと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

宮本地域情報課長

2月に開催を予定しておりますシンポジウムでございますが、国主催ということでこれから詳細の打ち合わせということになろうかと思いますが、県においては賛成の立場、推進の立場でお話をされるパネラーの方、それから慎重派と申しますか、導入を慎重に考えるべきといった意見をお持ちの方、これは主に弁護士会の方ということになろうかと思いますが、一緒にパネリストとして参加していただきまして、両方の意見を出し合いながら深めていこうというふうにも考えております。

またメリット、デメリットこういったものにつきましても、県のプロジェクトチームのほうでも話をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

古田委員

県のプロジェクトチームというのは、これが導入されたらどうなるかというふうなことで、賛成か反対か、これはやっぱり問題があるというふうな意見を表明するようなプロジェクトチームじゃないでしょ、そういうことも含めてされる予定なんですか。そこを聞いて終わりたいと思います。

床桜地域振興総局長

先ほど古田委員がくしくも申されましたけれども、アメリカ、韓国の例を出されました。この番号制度っていうのは、それぞれ国によって仕組みも異なりますけれども、欧米先進諸国では当たり前の制度となっております。

やはりあとは、運用の世界だというふうにご考えておまして、この大綱にうたわれておりますのは、先ほど申し上げましたように、国民、県民のそうした権利というものをしっかり守って、そのサービスを向上させていく、そのために入れるんだというふうにご書いておられますし、私どももそのように考えております。

ただ御指摘がありましたように、例えば、最近サイバー攻撃というものが大分あります。そうしたネット上で処理するものですから、リスクもあります。そうしたことについては、国指導で万全のセキュリティ、そういう仕組みをつくるべきだということで、先般、知事も国に対して、直接総理大臣に対して要請、提言を行ったところでございます。

プロジェクトチームのお話がありました。私どもは、これは先ほど来申し上げておりますように、当然必要な制度だという基本的な考え方の中で、ただこれは国が責任を持ってつくり上げる社会的な基盤であるけれども、その個人情報の多くは市町村、県が実務を担当しております。

したがって、まさにこの法案が出される今の時期、あるいは制度設計が成されようとしている今の時期こそ、地方としての考え方をまとめて、よりよい制度設計ができるように提言していくのが筋ではないかということで、プロジェクトチームを立ち上げ、私自身がそのリーダーとして、今調整を行っている、そういったことでございます。

寺井委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それではこれをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りをいたします。

ただいま、審査いたしました県民環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(「意見だけ言わせてください」と言う者あり)

古田委員

3議案とも賛成ですけれども、佐那河内のいきものふれあいの里の指定管理者の問題では、今回NPO法人の大川原というところが、その候補者に指定されたという報告がありましたけれども、請負金額は下がっております。それぞれ努力をして、自主的ないろんな計画を立てて取り組んでいきたいと、大変意欲的だとお聞きをしているんですけれども、どんどんと給与を引き下げるといふうなことに繋がらないように、ぜひ、県としてはそのところは応援していただきたいというようなことをお願いするところです。

寺井委員長

再度お諮りをします。

原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって県民環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号、議案第8号、議案第20号

次に請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表をごらんください。

請願第22号の1「原発から撤退しすみやかな再生可能エネルギーへの転換について」を審査いたします。

本件について理事者の説明を求めます。

松井県民環境部長

請願第22号の1「原発から撤退しすみやかな再生可能エネルギーへの転換について」県の対応状況等を

御説明させていただきます。

まず、①、②の放射能測定についてでございますが、県は国の委託事業といたしまして、環境放射能水準調査を実施しております。

今回、国の要請により、福島第一原発事故による放射性物質の大量放出に対応した、緊急時モニタリングとして、大気、降下物、土壌、上水及び海水等の環境試料についての放射能調査を実施し、その結果を県ホームページにて公表しております。

現在に至るまで、その分析結果及びモニタリングポストによる空間放射線量率測定結果は、事故前と同じレベルであり特に問題はございません。

一方、国による全国のモニタリング体制の強化として、よりきめ細やかなモニタリングを実施するため、本県にモニタリングポスト3基の増設と、その測定データのオンライン化、環境試料分析装置1台の増設が行われることになっており、現在その整備のため準備を進めております。

本県といたしましても、今後も環境放射能水準調査を実施し、県民の安全・安心にこたえてまいります。

次に、③の原発からの撤退と再生可能エネルギーへの転換についてでございますが、東京電力福島第一原子力発電所の原発事故による、原発に対する国民の不安や不信はかつてないほど高まっておりますが、エネルギーの安定供給に向けて十分な対応策がないまま、いきなり原発から撤退することは、国民生活や経済活動に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

このためまずは国の責務として、原発事故の早期収拾と事故原因の究明を図り、原子力発電所の安全性の確保に万全を尽くすことが何よりも重要であるというふうに考えております。現在、国におきましては、原子力発電所のあり方や自然エネルギーの活用など、今後のエネルギー政策の方向性を明らかにするための新たなエネルギー基本計画の策定などを進めているところでございます。

県といたしましては、原子力の安全確保を初め、自然エネルギーの導入促進について、関西広域連合や全国知事会など、あらゆる機会を通じて国に要請、提言を行うとともに、本県の地域資源を生かした自然エネルギーの普及、拡大に努めているところでございます。

説明は以上でございます。

寺井委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

福山委員

今、松井部長さんのほうから伺いまして、本委員会のほうには、原発から撤退し速やかな再生可能エネルギーへの転換について、①、②、③とありますけれども、ただいまの報告を聞きますと、①と②については県としても国からの形を受けて既にいろいろ対応をとっておるということですよ。

この③の国全体のエネルギー問題ということで話が出ましたけれども、実は私も先般、冒頭に委員長から報告がありましたように、環境省のほうに視察に行ってきました。このエネルギー問題というのは、やはり国が中心になってやるべきだと私も思っております。そのときに、来春には3割の電力が減るということで、その

代替の電力はどのように考えているのかということを知ったところ、今メガソーラーの話もいろいろ出ておりますけれども、メガソーラーはキロワット 28 円では全然だめだと、48 円ないしは 50 円くらいはかかるということで、現実論ではないというふうなことで、それでは何が代替の電力の形になるのかということを知ると、風力だと言っていました。

風力について、じゃあどういう形かといいますと、佐那河内では本県も前から試験的にいろいろやっておりますけれども、請願書を見たら太陽光や風力などの再生可能エネルギーは原発の発電能力の 40 倍ということが出ておるんですけれども、実はそれが 18%ないしは 20%くらいしかない。

それは机上の空論でいけば可能だと。稚内の宗谷岬など北海道では風力発電が行われていますが、ただ北海道からの電力を津軽海峡をどのようにして渡すのか、渡せないです。これにも書いてあるけど、ドイツにしてもイタリアにしても国民の世論調査では脱原発になっています。このドイツ、イタリアが可能なのは、フランスから陸続きですから送電線があり、買うことができる。実際、現実論として、日本がそういうことができるかという、今言ったように北海道から送ることさえもできません。

いろんな形でいくには、これにかわる形として、非常にこの電力問題が大きい。それだけに、国がしっかりと、ストレステストも含めて対応をとっていくことが、私は大事だと思っております。

国が国民全体を支えるということは、日常生活はもちろん、商工業生産すべてにかかわる問題であり、根幹でございますので、当然、しっかりと国として考えるべきであるということで、今回の問題については、いろいろ県が云々というようなこともありますけれども、現実論の話として、今後いろいろ勉強していかなくてはならないんでしょうけれども、私はそういうことを聞いてきておりますので、これは不採択と。

①、②については、これは今も言ったようにいろいろ対応をとられております。そしてまた、この理由の中で、先ほど長尾委員のほうからも、100 ベクレルとか、8,000 ベクレルとかいろいろこの話をしたときに、後でいろいろそれぞれ会派で考えて、意見書等の調整を試みようという話になりましたけれども、そういうような話で、既にこの①、②はやられておることではございますけれども、そういうことも含めて考えてみたい。

今回は、脱原発ということで①から③まで出て来ておりますので、一括で不採択ということでお願いしたいと思っております。

古田委員

福島原発の事故のあった福島県では、全会一致で第一原発、第二原発全部で 10 基あるんですけれども、すべて廃炉にするということが、福島県議会では自民党さんも皆さんも含めて、全会一致で採択をされたということで、やっぱり事故のあったところだけじゃなくて、それはほかの伊方原発でも起こり得る、そういう可能性のある問題だと思いますので、やはり原発から撤退をして自然エネルギーへの転換というのは、今こそ大いにその視点で進めていくということが大切だと思いますので、採択でお願いをしたいと思っております。

寺井委員長

ほかに御意見ございませんか。

それでは意見が分かれたので、起立により採決をいたします。

お諮りをいたします。

本件は不採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

不採択とすべきもの(起立採決)

請願第 22 号の1

これをもって県民環境部関係の審査を終わります。

次にお諮りをいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それではそのようにいたします。

次に当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りをいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出
いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

それではこれをもって総務委員会を閉会といたします。(13時47分)